



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 Z O A
代表者名 代表取締役社長執行役員 伊井 一史
(コード番号 3375)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 安井 明宏
電 話 055-922-1975

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更、並びに役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 35 回定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行すること、及び同株主総会に当該移行に伴う「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしました。これに伴い、「監査等委員会設置会社」に移行後の役員人事に関し、取締役及び監査等委員である取締役の候補者につきましても決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の理由

取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行権限の取締役への委任による意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指すため、「監査等委員会設置会社」へ移行することといたします。

(2) 移行の時期

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 35 回定時株主総会において、必要な定款変更について株主の皆さまにご承認いただくことを条件に、「監査等委員会設置会社」へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定を新設するとともに、監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- ② 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものです。
- ③ 上記変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 23 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 23 日 (予定)

3. 役員人事

役員人事につきましては、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 35 回定時株主総会及びその後開催される取締役会の承認を経て、正式に決定する予定です。

(1) 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の候補者

氏 名	現役職名	
い い もとふみ 伊井 一史	代表取締役社長	再任
やすい あきひろ 安井 明宏	取締役 管理本部長兼サービス事業本部長	再任

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏 名	現役職名	
さとう まさと 佐藤 真人	常勤監査役	再任
しみず ゆたか 清水 裕	監査役 (社外)	再任
さかぐち えいいち 坂口 央乙		新任

(3) 退任予定の取締役

氏 名	現役職名
にしむら ゆきひろ 西村 幸浩	取締役 (社外)

(4) 退任予定の監査役

氏 名	現役職名
たつみ としひろ 辰巳 敏博	監査役 (社外)

以 上

(別紙)

現行定款	変更案
<p data-bbox="352 371 523 405">第1章 総則</p> <p data-bbox="240 418 619 452">第1条～第3条 (条文省略)</p> <p data-bbox="256 515 363 548">(機 関)</p> <p data-bbox="240 562 782 645">第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol data-bbox="272 658 467 837" style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. <u>会計監査人</u> <p data-bbox="240 898 507 931">第5条 (条文省略)</p> <p data-bbox="352 994 523 1028">第2章 株式</p> <p data-bbox="240 1041 635 1075">第6条～第11条 (条文省略)</p> <p data-bbox="352 1137 580 1171">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="240 1184 647 1218">第12条～第17条 (条文省略)</p> <p data-bbox="352 1281 721 1314">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="256 1328 451 1361">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="240 1375 782 1458">第18条 当社の取締役は、6名以内とする。</p> <p data-bbox="256 1615 451 1648">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="240 1662 782 1744">第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <ol data-bbox="240 1852 435 1935" style="list-style-type: none">2. (条文省略)3. (条文省略)	<p data-bbox="920 371 1091 405">第1章 総則</p> <p data-bbox="809 418 1219 452">第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="825 515 932 548">(機 関)</p> <p data-bbox="809 562 1350 645">第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol data-bbox="841 658 1066 837" style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> (削除)3. <u>会計監査人</u> <p data-bbox="809 898 1107 931">第5条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="920 994 1091 1028">第2章 株式</p> <p data-bbox="809 1041 1235 1075">第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="920 1137 1149 1171">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="809 1184 1251 1218">第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="920 1281 1289 1314">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="825 1328 1019 1361">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="809 1375 1350 1458">第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、6名以内とする。</p> <ol data-bbox="809 1471 1350 1554" style="list-style-type: none">2. <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u> <p data-bbox="825 1615 1019 1648">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="809 1662 1350 1839">第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <ol data-bbox="809 1852 1034 1935" style="list-style-type: none">2. (現行どおり)3. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 22 条～第 24 条 (条文省略)</p>	<p>第 22 条～第 24 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 27 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役の員数)</u></p> <p>第 31 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設) (新設)</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u> 第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第34条 <u>監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第35条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="352 324 608 353">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="240 371 647 405">第40条～第41条 (条文省略)</p> <p data-bbox="256 468 536 501">(会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="240 517 783 595">第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="352 658 525 692">第7章 計算</p> <p data-bbox="240 707 647 741">第43条～第46条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="920 324 1176 353">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="809 371 1246 405">第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="825 468 1104 501">(会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="809 517 1351 595">第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="920 658 1093 692">第7章 計算</p> <p data-bbox="809 707 1246 741">第39条～第42条 (現行どおり)</p>